

登録・申請についての注意事項

1. 競技者登録（選手登録）について

- ・ 団体登録を第一区分(学校・実業団)と第二区分(スイミング等任意団体)とする。
- ・ 第一区分における競技者は自ら登録する競技種別毎の所属を変えられない。
- ・ 第二区分における競技者は自ら登録する競技種別毎の所属が変わってもよい。
- ・ 第一区分、第二区分ともに自ら所属する競技種別毎に登録料(2,300円)がかかる。

団体登録			競技者登録							
団体区分	団体種別			競泳	飛込	水球	シンクロ	日本泳法	OWS*	
第一区分	第一区分 第二区分 の 二者択一	幼児	七者択一	<第一区分団体所属の競技者> ・競技種別で所属は変えられない ・競技種別毎に登録料がかかる	○	○	○	○	○	○
		小学校			○	○	○	○	○	○
		中学校			○	○	○	○	○	○
		高等学校			○	○	○	○	○	○
		大学			○	○	○	○	○	○
		実業団			○	○	○	○	○	○
		高専			○	○	○	○	○	○
第二区分	スィミング クラブチーム その他	三者択一	<第二区分団体所属の競技者> ・競技種別毎に所属が変わってもよい ・競技種別毎に登録料がかかる	○	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○	○	○	

(*)OWSの大会参加には、OWS以外の競技種別に登録していれば参加できる。

- ・ この要項に記載してある競技会に出場する選手は、すべて(公財)日本水泳連盟の競技者登録を完了し、かつ、(一社)三重県水泳連盟の競技運営規定に定める参加資格を満たした者に限る。ただし、中学関係大会の参加者はこの限りではない。
- ・ 登録方法はインターネットを介した登録申請システム(Web-SWMSYS)とする。
- ・ 競技者登録は、1名以上4名以下の団体が希望した場合は、1名100円の代行料で(一社)三重県水泳連盟が入力を代行する。ただし、5名以上の団体が代行を依頼した場合は、1名500円の代行料が必要である。移籍・追加登録の場合も同様である。
- ・ 団体登録は、1,000円の代行料を必要とする。
- ・ 年度内に県内で移籍をする場合は、事務手数料として1名につき500円を必要とする。
- ・ 基本登録は5月15日までに完了すること。未登録の場合は競技会に参加できない。2回目以降は、出場する競技会の申込締切日までに完了すること。
- ・ 競技者登録に関する個人情報については、連盟事業(定款第4条)を目的として使用します。

2. 競技者の移動登録について

- ・ 年度途中で異動登録を行う場合は、必ず事前に県水連事務局までご連絡下さい。
- ・ 大会にエントリーをしている場合は、原則該当大会が終了するまで異動することはできませんが、やむなく異動する場合は異動先登録団体からの出場となります。
異動前の登録団体から出場することはできません。
また、大会の条件によっては異動先の登録団体から出場できない場合もあります。
- ・ Web-SWMSYSにて異動登録を行う際は「競技者異動登録」にて処理を行って下さい。
異動時には「競技者登録新規・転入」は使用しません。
- ・ 年度をまたがって登録団体を変更する場合は、異動登録ではなく転入となります。
Web-SWMSYS上の「競技者登録新規・転入」にて処理を行って下さい。
この際、氏名・生年月日を間違えますと個人ID番号が新規に発行されてしまいますので、個人ID番号が転入前の番号と変わらないことをご確認下さい。
誤って新規の個人ID番号が発行された場合は、必ず県水連事務局までご連絡下さい。

3. 新規加盟時納付金について

- ・ 営業SC・SSは、新規加盟時に、(一社)三重県水泳連盟賛助金60,000円を納付する。

4. 競泳審判員の資格取得について

- ・ 公認競技役員取得について

(公財)日本水泳連盟公認競技役員資格規定に基づき申請し取得が認められた者。

- 各競技の審判員取得について
各競技の審判を行う為に審判員資格を取得する者。
公認競技役員を取得し、(公財)日本水泳連盟公認競技役員規則に基づき申請した者に審判員証が交付される。(審判員資格にはA級・B級・C級がある)

5. 公認競技役員・審判員更新規則について

- 競技役員資格の更新については、(一社)三重県水泳連盟主催の大会を1日1ポイントとし1年間に5ポイント以上の競技役員として参加し、4年に一度の競技役員講習会に参加した者。
A級、B級審判員資格の者は、上記を満たした者とする。
(但し、講習会未受講者はその年度に講習会を受講すれば更新登録をすることができる)
C級の審判員資格の者は、上記を満たさない場合は、更新は行わない。
(但し、講習会受講者はC級として新規登録ができる)
- 資格を有しながら、やむを得ぬ事情で更新手続きが出来ず資格期限の切れた者については、資格審査委員会の承認があれば当該資格に再申請できる。
競泳審判員のA級・B級を申請する者は、事前に要覧の様式4のB級審判員級競泳審判員昇任推薦書を(一社)三重県水泳連盟へ提出すること。県水連資格審査委員会で審査し、承認された場合は本人に連絡をするので、所定の申請書を事務局で受領し、担当委員長へ直接申請すること。
- 申請先 P. 8「納付金納入方法」を参照のこと。

6. 競技会の公認・後援申請

- (一社)三重県水泳連盟へ競技会の公認・後援を申請する場合は所定の用紙に必要事項を記入し、申請すること。申請のあった競技会については、競技委員会と常務理事会で審査して決定するので、公認又は後援を得た競技会についてはプログラム等にその旨を表示すること。なお、公認申請の場合は、申請書と同時に送金明細表を添付すること。

7. 心身の健康相談について

- 水泳選手等で、心身の健康について悩みのある場合は、(一社)三重県水泳連盟事務局へ連絡するか、直接スポーツドクターに連絡して下さい。

日体協スポーツドクター	臼井 雅彦(整形外科)	059-351-5858
	二宮 俊之(内科)	059-351-2466
四日市カウンセリング研究会	代表 臼井 克子	059-346-7272

8. 加盟について

- 団体登録は1事業所1登録とする。
- (公財)日本水泳連盟団体登録はWeb-SWMSYS登録(インターネットを介しての登録申請システム)を原則とする。
アドレス: <https://www.japan-swimming.jp/>
- ユーザーID、パスワード、氏名、連絡先を入力し画面右上の取説の「ダウンロード」から操作説明書を熟読し操作を行うこと。
- (一社)三重県水泳連盟へ入会を希望する場合は、提出書類として、要覧の様式1・様式4に必要事項を記入し、会費並びに登録料を添えて申請すること。
継続中の正会員については様式4に必要事項を記入し、会費並びに登録料を添えて申請すること。
会費並びに登録料は、「納付金納入方法」を参照し銀行振込みとすること。

9. 各表彰について

- 要覧の栄賞(章)規則を熟読し、期日までに申請すること。申請なき場合、期限に遅れた場合は表彰しない。